特集2 中小企業金融円滑化法

いよいよ最終期限の「中小企業金融円滑化法」企業はどう対応すれば？

中小企業金融円滑化法の出口戦略について

栃木県中小企業再生支援協議会
統括責任者 嶺 康夫 氏

これまで多くの中小企業が恩恵にあずかってきた、中小企業金融円滑化法ですが、いよいよ最終期限（平成25年3月末）が近づいてきました。最終期限を迎えるに当たって、政治や行政はどのような対応を行っているのか、また中小企業経営者はどのように対策を行えばいいのか、栃木県中小企業再生支援協議会（以下「県再生支援協議会」）統括責任者の嶺康夫氏に寄稿していただきました。

中小企業金融円滑化法の最終期限と政策パッケージ

中小企業金融円滑化法、正式には「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「円滑化法」）は平成21年に、平成23年3月末までの時限立法として施行されました。その後一度延長されましたが、平成23年12月に金融担当大臣より、平成25年3月末までの「最終延長」、「出口戦略」の構築、「ソフトランディング」の必要性が発表されました。

最終期限後に中小企業の経営悪化が懸念されますが、今年4月20日、内閣府・金融庁・中小企業庁から「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」が発表されました。

その概要は「①金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮」「②企業再生支援機構および中小企業再生支援協議会の機能および連携強化」「③その他経営改善・事業再生支援の環境整備」の三つの柱で構成されています。

二つ目の柱である中小企業再生支援協議会の機能強化においては、全国で約3千社、栃木県においては108社の再生計画策定支援完了が、最終期限までの目標として掲げられています。

三つ目については、本県では10月18日に「とちぎ中小企業支援ネットワーク」が発足。県信用保証協会・足利銀行・栃木銀行・県再生支援協議会の4機関を幹事機関として、金融機関や経営支援機関など27機関が参加しました。今後、幅広い厚みのある支援体制が構築される見込みです。

10社に1社が円滑化法を活用？

現在の日本や本県における円滑化法の役割を見てみましょう。4月26日付の金融担当大臣談話によると「日本には約420万社の中小企業があり、日本人の4人に1人は中小企業で職を得ている。円滑化法に約250万件の申し込みがあり、そのうち条件変更を行ったものは約230万件に及ぶ。複数の金融機関取引、再リスケのケースも踏まえると約30～40万社が円滑化法により、条件変更を行ったことになる。実に中小企業の約10社に1社が円滑化法を活用している状況」とのことです。

2012年版中小企業白書によると本県の中小企業は約7万社ですから、10社に1社とすると約7千社が円滑化法を活用していることになりますが、いろいろな状況を考慮すると、おそらくそれ以上の割合になるのではないでしょうか。

最終延長で心配されていること

東日本大震災からの復興を目指している本県において円滑化法の期限切れを迎えることは、中小企業の経営環境の悪化や倒産の増加などを招き、今後の県内経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。また金融機関の対応如何では、経営が行き詰まるとの不安を感じている中小企業の声も聞かれます。

これに応えるかたちで、10月17日に栃木県議会が「中小企業金融円滑化法の失効に伴う万全の対応を求める意見書」を国に提出。11月6日には栃木県が県内金融機関宛てに、中小・零細企業に対する支援の要請をおこないました。

また金融担当大臣も「期限が切れて、その時に、中小企業の倒産件数が増えるようなことがあってはならない」「金融検査・監督の対応について経営改善計画が1年以内に策定できる見込みがある場合や5年以内（最長10年以内）に経営再建が達成される経営改善計画がある場合は不良債権に該当しない。これは恒久措置であり円滑化法期限到来後も何ら変わらない」など相次いで談話を発表しています。

中小企業が注意しなければならないこと

中小企業が注意すべきことは、円滑化法の期限切れ後に不良債権と認定されないことです。不良債権と認定されると①新規融資が受けられなくなる②金利が上がる③担保・保証等を要求される、などが起こります。また不良債権には「元本または利息の支払いが3カ月以上滞っている貸出金」「当初の条件どおりに返済できず、金利の減免（引下げ）や元本の返済が猶予されている貸出金（貸出条件緩和債権）」も含まれます。

条件変更から1年以内に経営改善計画を策定すれば、貸出条件緩和債権には該当せず、期限後に金融機関から従来の元本返済や金利の引上げを求められなくて済みます（図1）。詳しくはメイン銀行にご相談ください。

再生支援協議会の活動状況

私ども県再生支援協議会は再生計画策定完了企業数において2228社（10月30日現在）であり、全国の再生支援協議会の中で1位の実績です。また政策パッケージ公表後、県内金融機関・関係機関を対象に45回のセミナー・勉強会・情報交換会を開催し、出口戦略や再生新スキームに関して約1400人の関係者と対話を実施しました。その後、金融機関から事前相談が急増しており、平成24年度は過去最多の再生計画策定支援件数を達成する見込みです。

私どもは事業再生計画の策定支援に加え、経営課題を抱える事業者からのさまざまな相談に積極的に応じており、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う相談機能の充実に取り組んでいます（図2）。

中小企業の皆様は、取引先金融機関や私どもに、経営課題やその解決策などについて積極的にご相談ください。相談無料、守秘義務厳守ですので、お電話にてご予約のうえ、ご来会ください。

図1 条件変更と不良債権の関係（金融庁資料より）

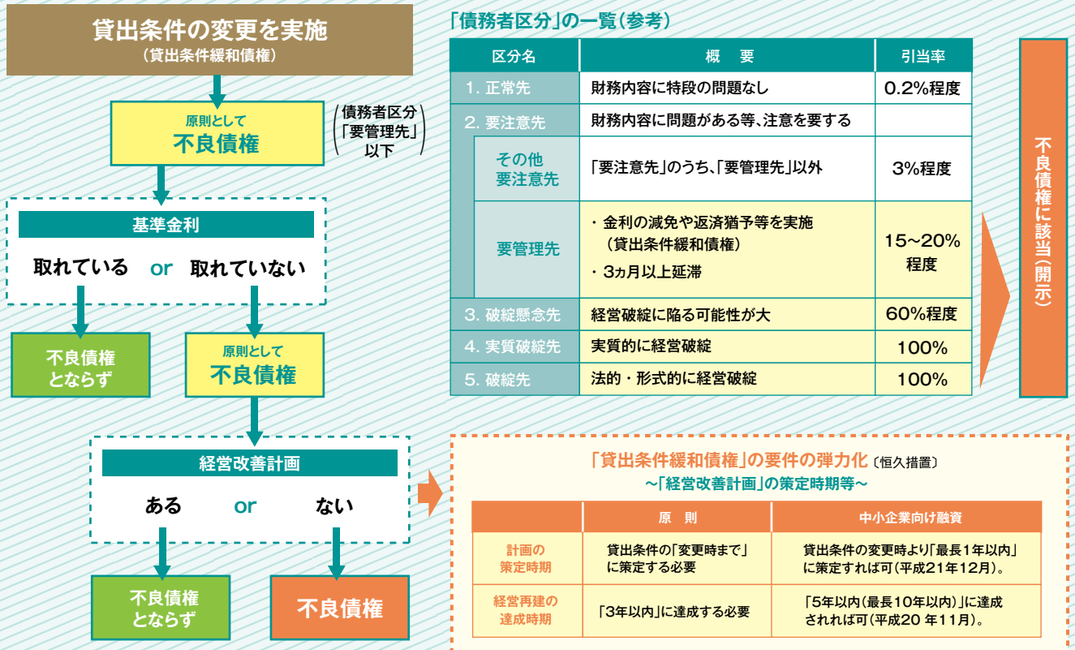

「債務者区分」の一覧（参考）

区分名	概　要	引当率
1. 正常先	財務内容に特段の問題なし	0.2%程度
2. 要注意先	財務内容に問題がある等、注意を要する	
その他要注意先	「要注意先」のうち、「要管理先」以外	3%程度
要管理先	・金利の減免や返済猶予等を実施（貸出条件緩和債権） ・3カ月以上延滞	15～20%程度
3. 破綻懸念先	経営破綻に陥る可能性が大	60%程度
4. 実質破綻先	実質的に経営破綻	100%
5. 破綻先	法的・形式的に経営破綻	100%

「貸出条件緩和債権」の要件の弾力化（恒久措置）
～「経営改善計画」の策定時期等～

	原　則	中小企業向け融資
計画の策定時期	貸出条件の「変更時まで」に策定する必要	貸出条件の変更時より「最長1年以内」に策定すれば可（平成21年12月）。
経営再建の達成時期	「3年以内」に達成する必要	「5年以内（最長10年以内）」に達成されれば可（平成20 年11月）。

※「基準金利」：当該債務者と同等の信用度合いを有している債務者に対して、通常適用される貸出金利

図2 再生支援の流れ

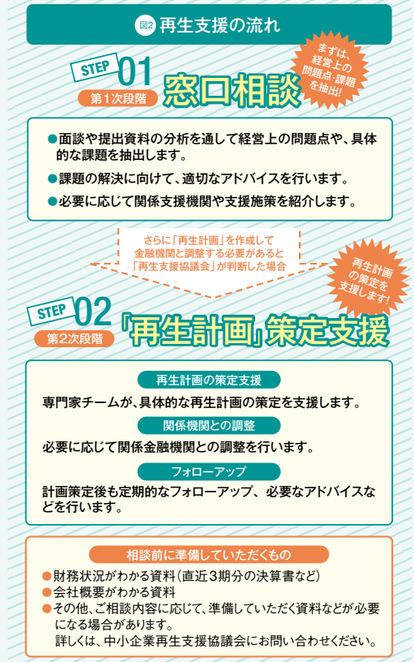

※金融機関では、コンサルティング機能をより一層発揮して中小企業支援を行っており、その場合にも金融機関から県再生支援協議会を紹介されることもあります。お気軽に県再生支援協議会にご相談ください。

問合せ／栃木県中小企業再生支援協議会　☎610-4110　宇都宮商工会議所 経営支援部　☎637-3131